

共通事項

★世界的無視

★私への世界ヘイトが 2006 年頃から広がっている。 「据膳喰わぬは男の恥」との諺(タブー)への反逆者として包囲(不正シェア)されている。
 つまり恨みの累積に因る★Women's Black-Listの報復である。 その形態は★総無法化(総無視) = ★総非人扱い = ★社会的抹殺である。
 ★無法化とは被害の無視である。 彼らは決して何も認めない。 ★言わば狂気の異界への永久投獄である。
 ★その事実(=私 = 黒歴史)を世界的に永久に隠蔽するつもりである。 この Case-List はその陰謀のほんの一部である。

★日本が総無法化!!! = 137判決全てインチキ!!!

むろん★条約違反

★全判決とも訴えを無視している。 それは★「私の真の訴え」(My-Genuine-Appeal)と比較すれば直ぐ判る。
 ★これでは誰も何もできない。 よって全て当然無効である。 さもないと今後は棄却しか許されない。
 事実として理由が存在しない。 詳細はCivil-Action-ListかCriminal-Action-Listに在る。

★国連も無法化!!! = 2度の通報を無視!!!

2018と2021

むろん★条約違反

いずれもHRC 20070618決議5/1に基く通報だが、規定された申立人への通知が無い。

★ネット民も無視

猿の惑星

衝撃的暴露なのに★アクセス僅かでコメント累計ゼロ

● A 警視庁が私の被害届を無視したうえ脅迫目的で叔母を殺害

歴史的巨大不祥事

天文学的に超高度の蓋然性

1 ★ 警視庁が回答期限付きの私の被害届を無視した(当然の職責違反)。 (1/100000000)

この 20090118 付被害届は書留郵便で警視庁本部に 20090120 に配達された。 内容は不買運動や危険運転の摘発要請だった。

(3 頁)★タクシー営業での日常的な顔パス(つまり拳手した乗客の逃亡)は超稀有な現象のはずなのに、私だけ毎乗務 10 回以上起きた。

(5 頁)★①私の出番日と連動して会社の平均売上が 10%以上も変動する現象が 2 年以上続き、絶対額は退社時(2009 年)は入社時(2006 年)より約 4 割も減少した。

- ★②常に超低い実車率も不買運動を裏付けていた。 これらは(冒頭頁)★肖像権の侵害に基づく営業妨害としか説明が付かない。
- ★首都圏の20万台のタクシー、ひいては夜の街となっていた。 私の出番日との重複を避けようと変更する乗務員が殺到し、各社は運営に窮した。
- やがて包囲網が展開した直帰(引き籠り)運動により、首都圏の夜の街全体が巻き添えで大不況に陥った。 当時の日本のGDPにも影響した筈である。 この逆恨みが殺人の動機か?
- (14頁)高速道路への合流妨害や、(19頁)対向車の幅寄せなどの超危険運転にも日常的に遭っていた。
- 2★被害届の回答期限当日の20090220朝、私の叔母が変死した。(1/10000) ★殺人に違いない。 確率的に偶然ではない。
- 被害届が無視できない内容であったこと、回答要請を明記していたこと、明白な法令違反なので有り得ない選択であること、などから、①警視庁の私への何らかの害意を暗示していた状況にあって、まさしくその被害届の回答期限当日の変死によって、害意の内容、つまり「先の被害届を忘れなければ、この叔母のようにお前も殺すぞ」が明かされた恰好である点(同様の設定のドラマも多い)。
- 3 20090225頃、主要マスコミ等が私の告発メールを一斉に無視。(99.99%)
- 4 20090303午後、東村山警察署でサワダ刑事に真相究明を訴えたのに、その後この事実を否認。(99%)
- 5★轢き逃げの捜査や公判の不審点が多い。(99.999999%) 現場は国道17号の与野公園向いのレッドバロン脇の細い辻。 詳細は次項A IIに記載
- 6 警視庁が20160606付の内容証明を無視。 殺人事件としての再捜査を求めたもの。

●A II 埼玉県警がA事件の殺害を交通事故に偽装 後発の嫌疑に「全て処理済」とは? 天文学的に超高度の蓋然性

★★★叔母が亡くなったのは2009年で私が訴えたのは2017年なのに、「全て処理済」では意味が通らない。 むろん被害届の事は知らない。 なお間が空いたのは続発への懸念の為。

①★★見落としの不審。 現場の手前は飛び切り見通しの良い長い直線なので、ずっと視界に入っていた叔母を見落とす余地が無いこと。(映像)

②★司法解剖の実施された経緯の不審。 「他殺か病死の疑いがあるので解剖させてほしい」との検事の遺族への発言。(反訳書)

③★★逮捕の決め手となったビデオを公判の証拠に出さなかった不審。(新聞記事)

④★★★殺意の疑いに触れない公判。 交通事故の物証が一切無いことから交通事故であったことすら疑わしい。 刑事裁判とは? (起訴状と判決書)

▼判決内容その他の補足

★★★一審の不法行為1(偽装)の脱漏を二審三審が無視した!!! これは残り4つの不法行為の前提だから致命的瑕疵。 差戻しか無効しか有り得ないのに棄却とは!!!

★★20160606内容証明郵便の受領を否認した!!! 原紙を出さなかった私のミス。 でも配達証明は出したのに?

●B 無意識下の至近距離対面発砲と死骸 一連の組織的脅迫 (99.99%以上)

(1)★ 20150111、見知らぬハンターが私の畑に忍び込み、私の無意識下で、至近距離31mから、ほぼ対面で、発砲した。

★★★この発砲は目の前の私の存在を無視している。 露骨な非人扱い。 しかるに群馬県警沼田警察署は「シカを狙ったから正当」の一点張り。 銃刀法の趣旨を無視。

以下の違法性は、警察として当たり前であり、また、前例が無いほどの統計的希少性は、公知の違法性の証明である。 また銃の向きもシカの存在も発砲者の供述の鵜呑みである。

- 1 狩猟法違反 至近距離であることから、38条3「弾丸の到達するおそれのある人」に当たること
- 2 殺人未遂罪 無意識下の轟音によるショック死を狙った疑い
- 3 暴行罪 無意識下の轟音という、音波(物理力)による身体への直接攻撃であること

- 4 **侮辱罪** 無意識下の轟音、至近距離、私の畑に侵入など、私の存在を無視した**傍若無人な振舞い**であること、また、周囲で仲間 3 人がこの発砲を公然と見つめていたこと
- 5 **自律権の侵害** **無意識下**の轟音、**至近距離**、**無断**、私の畑
- 6 **静穏権の侵害** 無意識下の**轟音**、至近距離 音量の統計データが有るはず
- 7 **脅迫罪** 私の存在を無視している点から、「**このようにお前を消すぞ**」との**意図の無言の脅迫**。 脅迫の告知が無い点は「**銃器による脅迫に言葉が必要か?**」の抗議も無視。

(2)★ 20150126 の朝、私の通り道に、夥しい血痕 烏の大群で騒然。(1/100)

★当該発砲からわずか 2 週間後に、現場からわずか 200m の場所で、誰が、何の為に、残渣放置と承知の上で、通り道まで 20m も猪の死骸を運んで、解体したのか?

烏や獣には通り道など関係ないのでハンターが獲物を捌いた結果と思われる。

また、元々死骸が在った処(通り道から北に 20m)で捌くのが自然であり、**敢えて持ち出す必要が無く**、また、**この 20m 間には血痕が無かった**点が、極めて不審。

更には、こうした血みどろの光景を、一般人の目に晒すことは、現場が公道だからこそ、**残渣放置規則違反**なのであり、**それを承知しているはずのハンターが、何故、敢えて?**が、極めて不審。

以上から当然に、**★当該発砲との関連に因る、「この猪のようにお前を殺すぞ」**との無言の脅迫である。 以後警察は、当該発砲との関連をひたすら無視し続ける。

(3)★ 20150126 の夕方、私の通り道に、2 匹の小猪の死骸 (1/100)

場所もタイミングも前項とほぼ同様の不審。 加えて、**黒岩警官の現場検証からわずか 2 時間後**、**死骸が急に動き出す不審**。 検証時より 1 匹増えた不審。

(4)★ 20150327 の朝、私の通り道に、大猪の毛皮 (1/1000000)

場所は前項とほぼ同様の不審。 カラスや獣は**なめし革状**にはしないし、通り道上なので**人為現象**は間違いない。

そもそも置き去りにする理由(感染症等)は有ったのか? 無いなら残渣放置だし、有ったのなら、**腐乱したその問題の有る死骸を今更捌いて何になるのか?**

(5)★ 当該グループによる執拗なつきまといや威嚇発砲 20150221 リーダーの高橋和俊のつきまとい映像 (1/100)

①私の散歩の帰途に後から現れたこと(**常時監視による待ち伏せ**) なお彼は私の近隣の今井育男の従兄であり、育男の経営する今井組の社員である。(D I 事件の**村八分**との関連)

②**夕暮れなのにハンターの装備**(もう発砲できない時間帯) ③**その場所で車を降りる必然性が無い**(400m 先のダム釣りの釣り人への用事)

(6)★ 私の身近での執拗な発砲 (録音)

(7) 私の身近での日常的な発砲音 銃声にも似た、**爆竹花火**のような音。 再生音? **誰が、何の為に?** **音源に近づくと必ず止む。**

(8) 私の身近での日常的なハンターの合図の声 深夜の自宅の周りが多い。

● C 私の居眠り中の屋内配達 己の筆跡の経験則を無視 (100%)

20170405夕方、ゆうパックの再配達を待つ間に玄関近くの縁端で思わず居眠りした。 これは以下の通り**脅迫目的の無断侵入に違い無い**。

20:30頃、目が覚めたら「ゆうパック」が顔の真横に有った。 ①**★そんな転げ落ちそうな場所に置いたら自分が寝転べない**。

②**★再配達後は直ぐに破棄する習慣の不在時連絡票がそのまま残っていた**。

20170406午後の通話で再配達員の月夜野郵便局の齋藤佳之は「**コタツの上のボールペンで私自身がサインした**」と供述したが、その**3色ボールペン**は③**★青色**になっていた。 **実物は黒**である。

また**配達員がペンを差し出すのが通常**なので虚偽に相違無い。 ここで犯行を確信し、現場検証を手配した。

「現場検証に必要なので当該配達証を今直ぐ我家に届けてほしい」と要請したところ、沼田郵便局の大藤一也は、「一旦回収した物は持ち出せない規則である」と④★虚を吐いて断った。

20170407午前、沼田郵便局で当該配達証の現物を確認したところ、⑤★黒でかつ筆跡が違ったが、しかも⑥★無断でのカラーコピーの提示だったことが裁判で発覚した(証拠隠滅)。

その場で群馬県警沼田警察署の警官4人に★私文書偽造および同行使罪と住居侵入罪と脅迫罪を訴え、⑦★筆跡鑑定を求めたが⑧★現場検証すらしなかった。

▼判決内容その他の補足 ★己の筆跡の経験則はサイン社会の前提→★筆跡鑑定無しに否定不可能 ★沼田署の露骨な隠蔽 ★被告郵便局は更に⑨訴訟中に配達証の原紙を廃棄

●C IV ヤマト運輸配達員の留守宅内侵入 模倣犯 (99.99%以上)

20200503 16:30頃、ヤマト運輸・群馬水上センター・入澤雄一が留守宅内に月次請求書を置き去った。

①従来は屋外の郵便ポスト、 ★②当然に同社の正規の取扱ではない、 ★③「立入禁止」と両玄関扉の目の高さに大きく書いて有った。

●D I 公然たる村八分や名誉棄損など (99.99%以上)

1 2回の村の総会での発言妨害や暴言

- ★A 私が発言中に帰宅 発言の自由を無視。 従前の村人関係を一気に壊す陰悪。 小林時雄、鈴木通夫、鈴木政治 (1/100)
- ★B 私の発言を妨害 鈴木通夫の「それはここです話ではない」旨37回と、最後に「はあいや、帰るべえ。」との身勝手な打切りの煽動によって皆が帰宅。 (1/100)
- ★C 私が発言中に後回しを煽動 (石井恵子)「民主主義を唱えるなら総会の議題より後回しにすべき」 (1/100)
- ★D 私が発言中に閉会を煽動 石井恵子、鈴木政治、鈴木和男 (1/100)
- ★E 皆で当り前のことを無視 B事件とC事件の身近な危険を事例紹介 「次は我が身」を案じない不審
- ★F 私が注意したそばから模倣 (石井恵子)「それはここです話ではない」 鈴木通夫を模倣 (1/10000)

2 ★20190316の奉仕作業を被告になる予定の4人が揃って欠席。 ★★★4人が知り得ない情報

たった2日前に提出したばかりの訴状は当然未到着なので、情報源は★常時監視か、★裁判所からの漏洩しか無い。

20世帯強、平均出席率8割前後の行事を、被告ら4人だけが揃って欠席する偶然確率は、概算で32/100000000なので、偶然では有り得ない。

3 ★公然たる名誉毀損の答弁書 被告4人とは、鈴木通夫、小林時雄、鈴木政治、石井恵子。

①「今井豊は被害妄想、正常な人間では、考えられない」 ②「被害妄想も、はなはだしい限り」 ③「思考能力を疑わざるをえません」 ④「精神的疾患があると思えてなりません。」

●D II 近隣の石井恵子 菩提寺の世話人を装って3度の留守宅内侵入 模倣犯 (99.99%以上)

★D I の超敵対発言を重ねていたために人間関係が崩壊済だったこと (1/1000000)

屋内の必要が無いこと 屋外ポストで充分 (1/200000) 世話人引継時に「他人に出入りされたくない」と告知済 (1/10) 「立入禁止」と玄関扉に大きく明示済 (1/10)

C事件との共通性(不意を突く行為) (1/10) 私の事例紹介を妨害した当の行為であること(敢えて模倣) (1/10)

★群馬県警沼田警察署の露骨な隠蔽 (1/100000000)

1 牧島秀夫の執拗な★「非常識は犯罪ではない」との虚偽。 2 告訴状を受理拒否 受理資格は有るのに、「我々はそうゆう担当じゃないから署まで出向いて出せ」

▼判決内容その他の補足 石井恵子は「当地では留守宅立入は普通」と他の檀家らとの連名書を提出。 しかし自律権の侵害に部分社会の法理など通用しない。

● E ヤフーショッピングでの4件の巨額なりすまし注文 苗に4件の代引の巨額注文(計90万円)の短期集中(20170301~20170531) (99.99%)

代引とは代金引換払決済の略である。つまり現金払いなので、巨額注文自体が当然に稀であり、ましてそれが当店のような零細店に短期に集中することは有り得ない。

★1人目が送った商品を受取拒否したため、念のため残りの3人に支払方法の変更を打診したところ、3人とも連絡を絶った。極めて不審

4人とも代引(1/100) 4人とも多額(1/10000) 4人とも新規(1/100) 4人の注文が短期集中(1/100) 残りの3人とも打診後は応答無し(1/10000)

共謀による狙い撃ちの営業妨害として民事提訴したところ、訴訟の過程で、★4件ともなりすましであることが判明した。既に故人、高齢、メールアドレス無し、行方不明など。

いずれもヤフーメールからの注文だった為、★ヤフージャパンに調査囑託したところ、「個人情報だから答えられない」。犯罪に個人情報とは? 当事者性を無視。

● G みなかみ町 B事件の訴えと町の当事者性を無視 (99.99%以上)

B事件のハンターグループは町から受けた捕獲許可を濫用し、私の住所地区を狙って脅迫行為を重ねていたと思われる。ならば当然に町の関与が疑われる。

★みなかみ町の当事者性(当り前の予見可能性) 町の有害鳥獣捕獲駆除隊員の場合や、捕獲許可を受けていた場合など、町から何らかの報酬を受けていた疑いが極めて強い。

(1)加害者責任 町の非常勤職員であった場合は客観的加害者責任が、また、町の獣害対策センターの加担が有る場合は主観的加害者責任が有る。

(2)任命責任ないし監督責任 脅迫行為を犯すような不適切な者を隊員に任命した責任。

(3)許可者責任 脅迫行為を犯すような不適切な者に捕獲許可を与えた責任。

(4)使用者責任 何某かの報酬を受けていた場合。

①町内在住の猟友会員が町の有害鳥獣捕獲駆除隊員となっている例が全国的に多いこと、②当該発砲現場は町内の私の圃場であり、また、ハンターは通常、縄張りを持つこと、③リーダーの高橋和俊は町内在住の猟友会長で、私の近隣の今井育男の従兄であり社員でもあるので、村八分(D I 事件)との動機的関連も強く疑われること。

(5)地域住民の安全確保責任 当該一連行為が私限りの脅迫だという保証は無いので、放置すれば他の町民も巻き添えになる恐れが有る。

(6)徴税者としての監督責任 B事件を捜査した★群馬県警沼田警察署の対応には誰でも当り前に、法令違反と組織的隠蔽を感じるはず。

● H 価格操作による差別対価 1箱50円という実質マイナスの殺人価格 ★ズッキーニ1箱(M10本)が箱代以下 独禁法違反

I 私の価格、II 当地の価格、III 公正価格、の3つが常に乖離していたと思われる。当地も常に巻き添え。例えば、I 50円、II 300円、III 1,000円。なお私の参入前は約700円。

★価格の異常性 単純化のため、20170717と20170718に絞る。なお被告は、利根沼田農協、東京シティ青果、東京青果、ぐんま県央青果である。

20170717出荷分 I 東京大田の私の分50円、I 高崎の私の分100円、II 高崎の他家分イエロー200円、II 築地の他家分272円、III 公正価格は不明

20170718出荷分 I 高崎の私の分50円、II 築地の他家分201円、III 公正価格は不明

(1)★ 一箱50円は、箱代53円よりも安い、実質マイナス価格。他の青果物を含めて、★絶対赤字の実例は極めて稀有のはず。

(2)★ 生活防衛ラインを無視している点 (3)★ 極端な一物二価である点 品質に問題は無いので出荷先の違いだけでは説明が付かない。

(4)★ 価格差の偏在 ★私限りないし★当地限りの価格差である。前後の日や被告3市場以外では出ていない筈。

(5) 需給面からは説明が付かない ★年平均が私の参入前(約700円)の半値以下になり、なおも下値を切り下げつつある状況は極めて不審。

(6) 当地価格が常に不正である証拠 ★私が指摘したとたんに東京シティ青果が相場表の表示を中止したこと。つまり証拠隠滅。

20160728出荷分では、当地II 400円に対し、シティのH.P.の相場表ではIII 1,080円だった。

(7) ★深緑嗜好による価格差は虚偽。 グリーントスカ種の販売元のサカタのタネ・ヨシワラ氏は「価格差など聞いたことが無い」。 現に種の価格は特に安くはない。

20170630トミザワ集出荷所長から「グリーントスカは深緑ではない故に人気が無いので築地では受けない。」との通告があった。

なお、他の2市場からは通告が無かったのに、その後は同様の価格差が付けられている。 また被告3社以外の市場では色に因る価格差は無い。 共謀を示唆。

★ 東京シティ青果の出荷3年目での閉め出し通告は極めて不審 1年目は約600箱(3割)、2年目は約1,400箱(7割)のグリーントスカを出荷済。 何を今更

★ 色毎の辻褄の合わない現象 20170710と20170717は、イエローとグリーントスカ(モスグリーン)の価格が逆転している。 特に20170717は、イエローが4倍。

(9) ★その後の道の駅での不買運動(大量売れ残り)も差別対価 つまり被告らが品種の色のせいにした不人気は、私個人に対する不買運動である。

★ 20160727出荷分の農協の不審な出荷 私の分のMサイズ91箱だけを別積み・別市場へ。 個人を識別する必要無し。 偶然に箱数が一致する確率は1%以下

▼判決内容その他の補足 ★「産地毎に生産条件が異なるから価格も同様」=★判定基準が無い欺瞞。 ★2020 公取も棄却 ★精算価格の公正性への農協の販売受託者責任。

● H II 利根沼田農協による取引拒絶 虚偽告訴の冤罪 居直り強盗 独禁法19条違反 (99.99%以上)

①20190719 12:29利根沼田農協みなかみ集出荷所において、トミザワは、私の訴訟提起を理由に、私のナス32袋の出荷の販売受託を拒否した。

②20190719 13:20私の自宅からの通話において、同農協リスク管理室・イシクラは、私の訴訟提起を理由に、前項への抗議を無視した。

③20190919 16:00頃、同農協みなかみ支店金融店舗において、私が被告の準組合員への加入申込をしたのに、その後、不当な書面を郵送し拒絶した。

★★★★★利根沼田農協の非道な論理の数々 私の訴えが定款第19条第1項第6号の「法的な責任を超えた不当な要求行為」に当る

★第一に、裁判は法的責任を超えられない(論理矛盾) ★なによりも、不当な要求だとする根拠が無い。 当然の差別対価を訴えただけ。

★第二に、定款の解釈の誤り ★★★★★裁判を受ける権利を侵害するのは自明。 同条文は、当り前に、行為の外形の問題である。 例えば、乗り込んで行って凄んだ場合など。

★第三に、未確定の訴訟なので理由にできない(論理矛盾)

★第四に、組合員資格の有無を問題にしたことは差別である 普段は問題にしていない実態が全国的に公知である。 訴訟を口実にした差別。

★第五に、そもそも私が同農協を脱退した原因はトミザワの偽計である 平成27年の夏頃、出資金がゼロでも出荷は可能の旨の発言。 これでは騙し討ち。

● I 人権相談所 偽計や虚偽を多用し4度の受付拒否 狂気の倒錯 (100%)

★★★★★フクダは3度も虚偽を用いて2度も受付拒否した。 ★★★★★沼田と前橋が申出の途中で打ち切り、その抗議も無視した。

★虚偽①発生場所が管轄外 規定では居住地と発生地のいずれでも可。 毎回直面する問題なので過失の余地無し。(0)

★虚偽②1年以上前の出来事は対象外 「継続する行為にあっては、その終了した日から」1年以内、という超重要な付帯条件の説明を洩らした (1/10000)

★虚偽③脅迫(精神的法益侵害)にも損害額が必要 答えないからと打ち切った。 むろん規定には無い(トドコロの証言)。(0)

★矛盾④自分の筆跡の経験則を無視し、被疑者を盲信 「筆跡が違う証拠は有るのか?」、「郵便局員は絶対にそんなことしない」、有り得ない不公平。(1/100000000)

★教唆⑤「だって私達が信じないと調査に入れないもん、そうだよな?」 ハラダへのこの発言は、申出人の前では場違い、また「私達」を12回も多用→侮辱と威力脅迫と隠蔽の同時教唆。

★★★「(トドコロ)貴方の態度も問題だから、フクダも感情的になったのだろう。人間だからしょうがない。 侵犯性は無い。」 当然に治療不可能 あまりにも無茶

★★★★★「捜査には介入できない。調べられないから侵犯性が無い。」 いずれもも虚偽であり調査に例外無し。 調べないで侵犯性が無い論理矛盾。

▼判決内容その他の補足

★一審が1年以上も訴状を送達せず

★反射的利益論は国連答弁への背信。

●M 前橋地検と最高検 虚偽を用いた受理拒否 過度漠然の文面による差戻し 全訴訟の元凶 (99.99%以上)

I★★「まだ事件性を判断する段階ではない」旨の虚偽を毎回多用 それでは緊急性に対応できないので捜査機関として成り立たない (1/10000)

II★★★過度漠然の同一文面で6度連続の差戻し 不備箇所が全く特定できない (1/100000000) 抗議も無視 訴えは膨大な12告訴状55罪

「犯罪事実が特定されていません」。 どこがどうなのか全く判らないから直しようが無い。 まさに妨害。 まさに職権濫用。

III★「内部牽制用の特別(非常)ルートは無い」との虚偽を用いて、自分達への告訴を妨害 (1/100) 捜査機関に限って、無い筈は無い。

▼判決内容その他の補足

★一審が1年以上も訴状を送達せず

★反射的利益論は国連答弁への背信。

●N 国連人権理事会の通報の無視(差別による条約違反)を日本が無視 (99.99%以上)

★20180710～UN・HRC(Human Rights Council)が、私の通報を3手段(EMS,e-mail,FAX)とも無視した。 これは確率的に100%故意である。

UN・HRC resolution 5/1 of 18 June 2007 に基く、「大規模かつ信頼できる証拠のある一貫した形態の人権侵害」としての通報だった。

(1) 3wayの対応者は、其々異なる筈だから全て見落とす蓋然性は無い。(2)書面による半年毎の審査なので、既に3年弱経過しており、未審査は有り得ない。

★何も通知を受けていないので、主要な各段階での申立人への通知を規定した106項への違反である。 なお86項では被害者志向やtimely mannerを謳っている。

★国連の無視が差別である以上は、その被害者である自国民の救済が必要なのは自明である。 また是正措置の内容は国が自ら決定すべきものである。

それなのに、法務省広報室・不詳1と人権擁護局・不詳2はいずれも、①それは法務省ではない旨の虚偽を重ね、②通話途中で一方的に遮断し、受付拒否した。

▼判決内容その他の補足

★★★被告国の作為義務の内容と法的根拠が不明とは???

★国連憲章には遵守義務が、自由権規約には救済義務が、其々規定されている。

★一審が1年以上も訴状を送達せず

★反射的利益論は国連答弁への背信。

●N2 被告日本がまたも救済義務を無視 呆れた非国民扱い 対象はN事件とQ事件の判決と答弁

【訴えの要旨】 国連人権理事会が当該通報を無視したことは、条約違反かつ差別なので、締約国かつ国籍国かつ当事国の日本に是正と救済を求める。

しかるに、★N事件での訴えを無視した判決と被告国の答弁は、★訴状の1年超未送達とともに、公然たる非人扱いである。

▼判決内容その他の補足

★★★国の作為義務の内容と法的根拠が不明とは???

★★国連の違反と訴えの無視への判定が無い。

いずれも不法行為の前提。

●P 公衆浴場でイスの横取り10連発に遭った ★全国的に前例の無い現象 つまり違法性は公知 (100%)

★平日の閑散たる公衆浴場で、湯舟に行った際にイスを横取りされた。 しかも短期間(20181201～20190129)に10回も。

①超閑散なのに、敢えて置いて在る椅子に座ろうとする人は居ないこと (1/10000)

②敢えて置いて在る椅子に座ろうとするなら、横取りにならぬよう細心の注意を払うはず (1/100) 根拠無く片付け忘れだと思込まない 置いて在る私物からも判るはず。

③★横取りは超危険な人格否定行為なのは自明なこと (1/10000) 「お前を認めない」との侮辱、または、「お前を消すぞ」との脅迫。 当り前に紛争の火種となる

④★特に通報二回目の被疑者Bの場合は、片付け忘れだと思込む余地は全く無い。 目の前のイス2つに対し、目の前の入浴者も2人 (偶発性0)

⑤一回目の通報以前に既に、延べ4回の訪問で、計8回続発していたこと。 なお、通報前の4年間は延べ約70回の訪問でゼロ。

加えて、**毎回別人**であること、**私限りの現象**であることなどから、★**共謀して模倣することによる無言の威力脅迫**であるとして群馬県警沼田警察署に訴えた。

★**全国的に前例無し** 当の風和の湯 (公)全国生活衛生営業指導センター (社)日本温泉協会 警察

▼判決内容その他の補足 ★★★★★**前例の無い行為の続発に何も感じない狂気** 「**間違っただけで違法性は無い**」

●Q **前橋地裁の菅家忠行 私の5件の訴状を1年以上も送達せず。** ★**当然の人権侵害** (100%)

前橋地裁民事第2部B系の菅家忠行裁判官は私の5件の訴状を抱え込み1年以上も送達しなかった。 この間の3度の書面による**抗議をも無視し求釈明も事務連絡も無かった。**

1 ★**原告の権利と訴状審査権との相克問題。** ★**時間の問題で必ず人権侵害に至ることは自明(訴状審査権の限界)** 裁判を受ける権利ないし適正な手続を受ける権利

2 ★**限界点の見極め尺度が必要。**

3 ★**程度問題として1年超は侵害(無条件に手遅れ)** ★**時効期間3年の3分の1超。** ★**必ず実害(機会損失)** ★**民訴規則60条の「30日以内の初回期日指定」の12倍。**

4 ★**5件とも日本初が示唆する害意** 訴えが**難解は無根の因縁。**

5 ★**5件とも一緒に止める必然性が無いこと** **其々事情は異なるはず。**

6 ★**訴状審査の形跡無し** 5件とも送達後は急速に結審とは経過に比し不自然。 また5件とも当り前の訴えを無視した棄却という結果も不自然。

★【**一審は半認容判決**】 ★**権利の侵害ではないが利益の侵害である。** ★**「特別の事情」は有るが、「不正または違法な目的」は無い。** 他の職員らの監督責任や説明の義務は無い。

▼判決内容その他の補足 **結局二審と三審が棄却・却下** ★**見極め尺度無しに判定した欺瞞!!!** ★**5件とも止める必然性** ★**5件とも日本初の蓋然性** ★**稀有な難解性(抗弁事実)。**

●S **群馬県警の2被告訴人が揃って7度連続で来訪** ★**(知り得ない情報)** (99.99%以上)

★**群馬県警沼田警察署みなかみ交番の橋本誠と塚越幹の2人組は令和2年6月18日から7度連続で私の通報に対応した。**

2人が被告訴人の告訴状Pの前橋地検への提出は令和2年6月15日。 **検察が洩らした疑い有り。** つまりグル。

つまりこれは、**知り得ない情報を知っていることを仄めかして、「我々はこのように、お前を常時監視しているぞ」との私への無言の威力脅迫**の害意を示した。

なおいずれの通報でも私は2人を指名してはいない。 **これに気付いたのは4回目頃から。** 両名の氏名を知ったのは、**P事件の答弁書**からである。

いずれ通報でも初めに受けたのは2人ではないので、同署ぐるみとしか説明が付かない。 特定の2人が7回連続する確率は、同交番の在籍者数に依存するが、同交番はかなり大きい。

●Y **前橋地検 全告訴を不当に不起訴 元凶** **当然に職権濫用** (99.99%以上)

【訴えの要旨】 ★**Criminal-Action-Listの通り、多数の告訴が全て不起訴にされた。** ★**常に合理的根拠が無い** **訊ねても示さない。**

★**不起訴処分理由告知書(様式第119号)の不起訴裁定主文では、理由になり得ない。** ★**過度漠然性により無効** **そもそも理由ではない**

★**結果の分類名に過ぎないので社会通念上の「理由」になり得ない。** 現に、**告訴状の不備箇所が特定できないから直せない。** **どこがどのように?**

当然に、**刑訴法261条の「理由」にもなり得ない。** **再提出しても無駄。** ★**100%妨害でしかない** **いくら既成事実化しても無意味。** **隠蔽する権限など誰にも無い。**

●Z **最高裁 民事も刑事も全却下 黒幕** **使命放棄** (99.99%以上)

【訴えの要旨】 ★**事実審未済(司法拒絶)の訴えを無視して、規定に該当しないとしてA事件の両申立てを却下したことは、終審裁判所の使命(憲法81条)違反である。**

<p>最高裁は原則法律審であるが、この場合の事実審放棄は許されない。 意味が通らない。 なぜなら事実審未済が確定してしまうからである。 ★両申立とも規定に該当しない旨は虚偽である。 なぜなら隠蔽は必ず法令違反である。 もし隠蔽が摘発できないなら制度瑕疵である。</p>					
●1	常時監視の気配・陰口(2006年～)	パソコン作業内容まで	仕組みは不明	24時間365日	(1/100) (99.00%)
●2	ネット囲碁でのバッシングの嵐(2006年～)	★世界的包囲	(99.99%以上)	詳細はサイトに掲載	
●3	各飲食店が下剤	外食直後に必ず下痢する	私は外食できない	2007年～	
●4	主要マスコミが私の告発e-mailを一斉無視(20090225頃)	(100%)			
<p>★叔母の殺害から5日後の20090225頃、"ビッグスクープ!!!警視庁による脅迫殺人!!!"と題したe-mailが全て無視された。 三大新聞社、週刊朝日、春秋社、新潮社、警察庁、人権相談所。</p>					
●5	不買運動を示すタクシー乗務員時代の2データ	★不都合な真実	(99.99%以上)		
<p>★①所属タクシー会社(約300台)の平均売上が10%以上の変動幅で私の出番日と連動して下落する現象(2007年から2008年前半) (1/100000000) 当時の状況はA事件に記述の通り、★顔パスが私にだけ一乗務20回以上。 やがて首都圏の夜の街全体が大不況に陥った。 当時の日本のGDPにも影響した筈である。 ★②常に異常に低い実車率(特に2009年) 実車率とは全走行距離のうち、乗客を乗せて走った距離の割合であり、売上高に概ね比例する。 個人差はあまり無い。 特に退職に追い込まれた2009年の落ち込みは酷く、平均の3分の1以下の日が続いた。 これは業界の常識として、有り得ない数字である。 (1/100000000)</p>					
●6	所属タクシー会社の2度の死亡事故(2008～2009年)	神風特攻	☆会社の保有台数は約300台	(99.99%以上)	
<p>★私が勤めていた3年間に、2度の死亡事故が起き、計3台の単車の、2人が死亡した。 2008年12と2009年07 その目的は私を会社に居辛くする為? ★①1952年の創業以来死亡事故ゼロの会社に突如、死亡事故が起こる確率(1/10000) ★②直進の単車と右折のタクシーの衝突(右直事故)の確率(1/10) ★③全く同型の死亡事故が短期間に繰り返す確率(1/10000) ★特に二回目は一台のタクシーに2台の単車が衝突するという凄惨な形だった。 私の叔母の殺害は、一回目の事故からわずか2ヵ月後であり、一回目への逆恨みによる報復の可能性も有る。 右直事故というのは右折する側の進路妨害なので、ほぼタクシー側の全面過失である。 それを承知の上で、このような強引な右折をする乗務員は、昔から稀には居たと思われる。 しかし、誰しも命が惜しいから、それまでは単車側が敢えて突っ込まずに遠慮していただけだろう。 つまり両事故は単車側が敢えて突っ込んだ。 このあたりは業界人なら直感する筈。</p>					
●7	身近での有り得ない異音の数々(2015年～)	全て非日常生活音	★impossible occurrence	(100%)	
<p>○日常生活には有り得ない音 ★各種ストーク音(レーザーガン?) 架空の動物の鳴き真似 オドロ音 カサパタ音 陰陽(ピー)音 ○状況的に有り得ない音 長過ぎる飛行機 真上のUFO 真上で止まるヘリ 無音状態から10秒で私の前まで来る重機 原因不明の窓ガラスの激振 3D音響? ○意図的な音 エンボのバケットでの除雪 側溝の蓋の上を車で渡る音 ノッキング音 排気ブレーキ音 奇怪なクラクション ドスン音 ○その他の不審な音 ★銃声 ★発砲音 ★ハンターの合図の声 ★深夜の空缶 薄明のご帰還車</p>					
●8	日常的に飛び交う弾丸(2015年～)	B事件以降	ハンター達の付き纏い	違法発砲の嵐	酷い時は一時間に百発超 警察の放置

●9	<u>繰り返される畑荒し(2015年～)</u>	<u>見える罽り殺し</u>	<u>農園の野菜や庭の果樹</u>	<u>常に我家だけが被害</u>	<u>返事をしない警察</u>
●10	<u>弁護士が11人連続で引受拒否</u>	<u>無意味な職業倫理</u>	2017年	人権擁護を謳う同業界。 当然皆グル。 素人が独力で訴訟を進めるのは暗闇の手探りと同じで方向も前進も後退も判らない。	
●11	<u>他県ナンバー車の日常的徘徊(2017年～)</u>	<u>包囲網のデモ行進</u>	<u>不自然なルート選択</u>		
●12	<u>不買運動を示す道の駅での大量売れ残り(20190830～20190910)</u>	<u>私の名前への不買運動</u>	(100%)	道の駅・みなかみ水紀行館で、私の出荷したナスが、8月末から突如、売れ残りが激増し始め、9月7日には連日40袋強(出荷数の約7割)に達した。 ①★ <u>価格現象として異常である</u> <u>小売値が300円</u> 近い中で、 <u>私のは常に100円の超激安</u> 。 市価の <u>三分の一</u> ★ <u>置場や置き方のハンデを補って余りある</u> 。 ②★ <u>私の分だけ売れ残る</u> 価格は激安、品質も勝るのに、★ <u>販売シェアは20%以下</u> なのに、 <u>返品シェアは80%以上</u>	
●13	<u>JustAnswerが無回答のまま料金を徴収</u>	<u>回答が前提の相談業</u>	<u>詐欺</u>	2022	約一ヵ月間の無料期間中の回答から継続するか否かを判断するのに!!! <u>国連の2度の通報無視</u> の提訴方法を訊ねた。
●14	<u>施錠した留守車内に侵入しメインライトを点灯</u>	<u>バッテリー枯渇</u>	<u>鍵の漏洩?</u>	2024年	アラームは鳴っていない。 だが施錠した事実を証明できない。 <u>近隣のスタンドが私を盪回しにした</u> 。
●15	<u>法務局が38,400円を詐取</u>	<u>嘘を認めない狂気</u>	<u>相続登記に乗り</u>	2024年	<u>前橋地方法務局沼田支局</u> 「約70件について <u>其々の登記記録(一通600円)が全て必要か?</u> 」と事前に訊ねたところ→「はい」 実際は <u>任意</u> なので <u>嘘</u> 。 <u>正しくは「いいえ」</u> つまり <u>騙して不要な出費をさせた</u> 。 それなのに「 <u>実際に間違いも見つかるから有用(必要)、嘘ではない</u> 」とは呆れた <u>詭弁</u> 。 20241105 <u>沼田警察署</u> に告訴済。
●16	<u>菩提寺(建明寺)が無視</u>	<u>お布施ができず</u>	<u>締出し</u>	<u>縁切り</u>	202504 村人達が寺の世話人を装って留守宅内侵入を繰り返した(D-II事件)ので、 <u>遠隔地檀家扱い</u> とすることで住職と合意するも、その後 <u>連絡無し</u> 。 ならば <u>盆や彼岸の墓参ももう辞めた</u> 。
●17	<u>青木農機が故障の救助要請を何度も無視</u>	<u>非道</u>	2025年	数年前 <u>20万円</u> の中古耕耘機を <u>買ったのに</u> 、 <u>ホームページ経由の照会を二度</u> 、更には <u>携帯への通話も無視</u> 。	
●18	<u>WordPressがログイン不能</u>	<u>おそらくなりすましによる権限変更</u>	<u>ロリポップレンタルサーバーは何もせず</u>	2025年	私のサイト https://alien1961.xyz/ 「いつ起きたか判らないのでは調査不能」の一点張り。 誠意の無い対応は怪しい。
●19	<u>度重なる深夜の重機の轟音や大声</u>	<u>過去の抗議書も無視</u>	<u>近隣の土建屋</u>	2025年	有り得ない不審点①深夜帯 ②後退の警報 ③大声★故意の証明 ④過去の抗議書(20250120)を無視 安眠すら奪う 挑発 多勢に無勢の罽り